

障害幼児への就学先決定に関わる取り組みの実態

—「発達障害早期総合支援モデル事業」指定地域への調査を通して—

○佐藤 麗奈¹⁾ 今枝 史雄²⁾ 菅野 敦³⁾

1) 東京学芸大学大学院教育学研究科 2) 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科 3) 東京学芸大学

KEY WORDS: 障害幼児 就学先決定 発達障害早期総合支援モデル事業

I. はじめに

平成 18 年に国連総会で採択された「障害者権利に関する条約」の批准に向けて、日本国内では、障害のある児童生徒等の教育について、障害者基本法が改正され、学校教育法施行令の改正が行われた。ここで、障害児は原則特別支援学校という従来の既定を廃止し、区市町村教育委員会が認めた場合、特別支援学校へ就学するという新たな就学先決定の制度へと改正された。障害者基本法の改正を受け、中央教育審議会（以下、中教審）は、学校教育法施行令改正に向けて平成 24 年に「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」を取りまとめた。そこでは、就学先決定には、保護者へ十分な情報提供を行うこと、本人・保護者の意見を最大限尊重すること、本人・保護者と教育委員会、学校が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うこと等、就学先決定プロセスの変更が記された。しかし、新制度下における就学先決定プロセスの実態を調査した研究はあまり見られない。

さらに、中教審（2012）は「子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障」するには「乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談」が必要であるとしている。早期からの教育相談に関して文部科学省（以下、文科省）は、平成 19 年度から 21 年度にかけて「発達障害早期総合支援モデル事業」（以下、モデル事業）を実施している。本事業では、全国 18 府県 40 市町が指定地域とされ、発達障害の早期発見・早期支援を実施するための効果的な方策等を研究し、報告している（ここでいう、発達障害とは知的障害等も含む広義の発達障害を指す）。しかし、本事業について、各市町村が報告書を作成しているものの、その後の経過や現在の支援体制について発表された研究はあまり見られない。

そこで本研究の目的は、質問紙調査を通して、障害幼児に対する早期からの教育相談・支援に取り組んでいた地域における、現在の就学先決定に関わる取り組みの実態を把握することとする。

II. 方法

1. 調査対象：モデル事業指定市町の教育委員会 40 ヶ所である。2. 調査項目：「教育支援資料」（文科省，2013）の就学先決定プロセスを参考に、1）情報提供のための取り組み、2）

表1 就学先決定に関わる取り組み	
保護者への事前の情報提供	
◇早期からの教育相談	
◇就学相談等に関する啓発活動	
就学相談・支援	
◇就学に関するガイダンスの実施	
◇これまでの教育及び支援機関からの情報収集	
◇行動場面の観察	
就学先決定に向けて	
◇保護者からの意見聴取	
◇専門家からの意見聴取	
◇学校見学	
◇体験入学	
◇本人・保護者、教育委員会、学校での三者協議	
合意形成に至らなかった場合の対応	
◇都道府県教育委員会等第三者の活用	
◇一定期間の体験入学と再検討	
◇就学後も継続した教育相談の場の設置	
◇個別の教育支援計画等に基づく支援会議の継続	
就学支援体制等	
◇個別の教育支援計画等（引継ぎ資料）の作成・共有	
◇協議会の設置	

合意形成を図るために行っていること、3）子どものニーズを把握するために行っていること、4）意見が一致しない場合の対応の4項目とした。回答は、1）のみ選択肢、その他は自由記述である。
3. 調査期間：2016年11月。4. 回収率：13市町（回収率32.5%）。5. 分析方法：文科省（2013）の就学先決定に関わる取り組みを抽出し

た項目を基に、調査項目1)は該当項目を選択している場合、自由記述は抽出項目をキーワードとして記述があった場合実施ありとして分類した。抽出した項目を表1に表す。

III. 結果

算出した就学先決定に関わる取り組みの実施率を図1に示す（黒枠内：平均実施率）。事前の情報提供及び就学支援体制等では、平均実施率が8割以上であった。就学相談・支援では、平均実施率は7割を超えているものの、行動場面の観察を実施している教育委員会は半数程度であった。また、就学先決定では、平均実施率が6割程度であった。しかし、項目によっては実施率が低い項目もあり、特に本人・保護者、教育委員会、学校の三者協議の実施率は3割程度であった。合意形成に至らなかった場合の対応では、平均実施率が1割未満であった。自由記述を見ると、ほとんどの自治体が「保護者の意見を尊重」と回答しており、本研究で抽出した項目には分類できなかった。

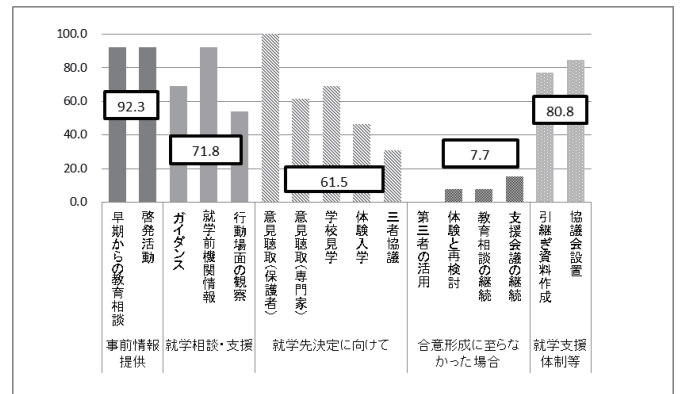


図1 就学先決定に関わる取り組みの実施率 (N=13)

IV. 考察

文部科学省によるモデル事業の実施要項には、その事業内容及び実施方法について①早期総合支援モデル地域協議会の設置②相談・指導教室の設置③教育相談会・講演会の開催④早期発見・早期支援に関する研究⑤学校等への円滑な移行方法の工夫⑥関連事業等との連携という6点を挙げている。したがって、モデル事業指定地域では、事業実施当時より早期相談・早期支援体制を構築してきているため、事前の情報提供を行う場や支援体制については整備されていることが考えられる。

一方で、合意形成に関して文科省（2013）では、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うとともに、この時点で合理的配慮についても合意形成を行うことが記されている。また、合意形成の方法として、本人・保護者、教育委員会、学校の三者協議を行うことを推奨している。しかし、合意形成に関する本研究の結果を見ると、「保護者の意見を尊重」以外の取り組みはほぼ実施されていなかった。文科省（2013）では、合意形成に至るまでのプロセスや方法までは言及されておらず、先行研究においてもそれらを検討した研究は見られない。したがって、三者協議や合意形成に至らなかった場合の対応など、未だ検討されていない就学時の合意形成に関わる項目の実施率が低くなったと考えられる。

V. 今後の課題

今後はモデル事業指定地域以外の就学支援の実態把握や合意形成に必要なプロセスを検討する必要がある。

(SATO Rena, IMAEDA Fumio and KANNO Atsushi)